

株式会社メイショク 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、平等な機会のもと働きやすい

職場環境を整え、世代交代を推進するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2025年4月1日～2028年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

女性労働者の平均勤続年数を現在より、2年延ばす。

<実施時期・取り組み内容>

●2025年4月～ 育児介護休業法の改正と並行し、社内での周知を行う。

労働者に対する制度の周知や情報提供及び
相談体制の整備
(時差出勤、短時間勤務制度の導入)

●2025年4月～ 年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

取得義務日数(5日)の取得必須と、+ α を図る。

●2025年9月～ パート・アルバイトの時給の見直しを図る。

最低賃金+ α の部分の見直し。

以 上